

学会賞に関する細則

第1条 この細則は、公益社団法人日本医学放射線学会（以下「この法人」という）の定款第5条規定に基づき、研究の奨励及び研究業績の表彰を行うために必要な事項を定める。

（種類）

第2条 この法人が設置する学会賞は、次の各号に掲げる賞とする。

- (1) 公益社団法人日本医学放射線学会 優秀論文賞
- (2) 公益社団法人日本医学放射線学会 Bayer 研究助成
- (3) 公益社団法人日本医学放射線学会 板井研究奨励賞
- (4) 公益社団法人日本医学放射線学会 栗林研究奨励賞
- (5) 公益社団法人日本医学放射線学会 班研究助成金
- (6) 公益社団法人日本医学放射線学会 Japanese Journal of Radiology : Reviewer Award、Most Often Cited Paper Award、研究継続奨励賞、優秀論文賞、Promotion Award
- (7) 公益社団法人日本医学放射線学会 胸部放射線研究奨励賞
- (8) 公益社団法人日本医学放射線学会 医用画像人工知能研究奨励賞
- (9) 公益社団法人日本医学放射線学会 ダイバーシティサポートプログラム
- (10) この法人の年次学術集会で規定する賞

（推薦）

第3条 この法人の正会員は、それぞれ賞の候補者を推薦することができる。

2 前項の推薦は、自薦、他薦を問わず、各学会賞の名称、候補者名及びその理由を記載して、関連委員会の定める期間に提出する。

(選考)

第4条 第2条で規定する賞の選考は、別に定める選考基準に基づいて行う。

2 授賞者の決定は、前項による予備選考の結果を踏まえて理事会が行う。

(表彰)

第5条 理事長は、受賞者の氏名及び業績を公表する。

2 理事長は、受賞者に学会賞を授与する。

附則

1 この細則は2016年6月22日から施行する。

2 2024年2月19日改定。